

水質試験検査報告書

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)35-8558

水道法第20条第3項国土交通大臣及び環境大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査登録 福島県6水第15号

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

取扱営業所：東京支所

2026年04月09日 ご依頼による試料の測定結果について下記の通りご報告致します。 電話：(03)3671-5941

依頼社名	東京都八丈町役場	事業種別						
施設名	No.6 乙千代ヶ浜海岸	検体名	給水					
採水場所	(いぶりや水源・三原水源・洞輪沢調整池系管末)	水源						
採水日	2026年4月9日 7:13	採水者	武田 卓弥					
天候	前日		遊離残留塩素	0.2 mg/L				
	当日							
気温			採水区分		他社	持込区分		他社
水温			試験項目		試験結果	基準値		
1	一般細菌	0 個/mL	100個/mL以下	27	臭素酸	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	28	総トリハロメタン	0.007 mg/L	0.1mg/L以下	
3	ホム及びその化合物		0.003mg/L以下	29	トリクロ酢酸	0.003 mg/L未満	0.03mg/L以下	
4	水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下	30	ブプロンクロメタン	0.001 mg/L未満	0.03mg/L以下	
5	ヒン及びその化合物		0.01mg/L以下	31	ブプロホルム	0.004 mg/L	0.09mg/L以下	
6	鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L未満	0.08mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物		1mg/L以下	
8	六価クロム化合物		0.02mg/L以下	34	トリニル及びその化合物	0.01 mg/L	0.2mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素		0.04mg/L以下	35	鉄及びその化合物		0.3mg/L以下	
10	亜硝酸態窒素	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物		1mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下	37	トリル及びその化合物		200mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下	38	マンガン及びその化合物		0.05mg/L以下	
13	砒素及びその化合物		1mg/L以下	39	塩化物イオン	21.1 mg/L	200mg/L以下	
14	四塩化炭素		0.002mg/L以下	40	カルシウムイオン等(硬度)		300mg/L以下	
15	1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下	41	蒸発残留物		500mg/L以下	
16	ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤		0.2mg/L以下	
17	ジクロロメタン		0.02mg/L以下	43	ジエオキシ		0.00001mg/L以下	
18	テトラクロエチレン		0.01mg/L以下	44	2-メチルイソブチルアルコール		0.00001mg/L以下	
19	トリクロエチレン		0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤		0.02mg/L以下	
20	PFOS及びPFOA		0.00005mg/L以下	46	フェノール類		0.005mg/L以下	
21	ベンゼン		0.01mg/L以下	47	有機物(TOC)	0.3 mg/L未満	3mg/L以下	
22	塩素酸	0.06 mg/L未満	0.6mg/L以下	48	pH値	7.6	5.8 ~ 8.6	
23	クロ酢酸	0.002 mg/L未満	0.02mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	
24	クロホルム	0.001 mg/L未満	0.06mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	
25	ジクロ酢酸	0.003 mg/L未満	0.03mg/L以下	51	色度	0.5 度未満	5度以下	
26	ジブプロクロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	52	濁度	0.1 度未満	2度以下	
判定	適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。							
備考	色度実測値：0.14度 濁度実測値：0.000度							
試験期間	2026年4月9日 ~ 2026年4月14日			水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は				
検査責任者	センター長 岩澤 潤一			平成15年厚生労働省告示第261号によります。				